

学校給食費を無償化する条例（案）

2024年9月30日 日本共産党京都市会議員団

※ 東京都議会に提案された「東京都立学校の学校給食費等の助成に関する条例（案）」を参考とすることとし、同条例案の文言を調整して作成した。

京都市条例（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、京都市立学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費を助成することにより、保護者等の負担を軽減するとともに学校給食等の質の維持向上を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の学校給食費、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第5条第2項に規定する学校給食に要する経費（同条第1項の経費を除く。）及び夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第5条第2項に規定する学校給食に要する経費（同条第1項の経費を除く。）をいう。</p> <p>(2) 京都市立学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校又は夜間課程を置く高等学校のうち、京都市が設置する学校をいう。</p> <p>(3) 保護者等 次のアからウまでに掲げる京都市立学校に在籍する者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める者をいう。</p> <p>ア 児童又は生徒（イ又はウに掲げる者を除く。） 当該児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者</p> <p>イ 特別支援学校に在籍する生徒のうち成年に達した者 当該生徒の就学に要する経費を負担する者</p> <p>ウ 高等学校の夜間課程に在籍する生徒 当該生徒</p>
<p>（助成額）</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、京都市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者等に対し、当該児童又は生徒の学校給食費の総額を助成する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条により国又は地方公共団体の負担による学校給食費に関する給付が行われたときは、同項の規定による助成の額から当該給付の額を控除するものとする。</p>

<p>(助成金の申請及び受領)</p> <p>第4条 保護者等は、学校給食費の助成金の申請及び受領を、別に定めるところにより、児童又は生徒が在籍する京都市立学校の校長に委任するものとする。</p>
<p>(助成金の交付)</p> <p>第5条 助成金は概算払によるものとし、その額は、助成金の交付を受けようとする年度の別に定める日に京都市立学校に在籍する児童及び生徒の数に、別に定めるところにより算出した当該学校における児童及び生徒一人当たりの年間の学校給食費の額を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前条の規定により委任を受けた校長（以下単に「校長」という。）は、当該学校に在籍する児童及び生徒の数の増加等の理由により、前項の規定により受領した助成金が年度の途中で不足することが見込まれる場合は、同項の規定に準じ、概算払により追加して助成金の交付を受けることができるものとする。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第6条 校長は、当該年度における学校給食費の額が確定したとき又は会計年度が終了したときは、助成金の実績に関し、市長に報告しなければならない。</p>
<p>(余剰金)</p> <p>第7条 校長は、前条の規定による報告を行った場合において、第5条の規定により交付を受けた助成金に余剰が生じたときは、市長が指定する日までにその全部を市長に返納しなければならない。</p>
<p>(助成金の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他の不正の行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者に既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p>
<p>(報告及び調査)</p> <p>第9条 市長は、必要があると認めるときは、校長に対し、学校給食費の助成に関する報告を求め、又は実地に調査することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p>